

寄 付 行 為

設 立 趣 意 書

寄 付 行 為

設 立 趣 意 書

産業文化の興隆と、福祉の向上は、教育の振興をもって基盤とする。

教育は、人間相互のかかわりにおいて、全人的育成をめざす人間的啓発が根幹である。壺井栄の名著「二十四の瞳」とその映画が全国民の共感と感動を得た所以は、この教育営為の真髄を射たからである。そしてこのことは、将来にわたり不変であることを疑わない。

二十四の瞳の素材であり、舞台となった岬の学校、田浦分校は今日廃校となって星霜を経ているが、全国よりの来訪者あとを絶たず、旅人をして新しき感懷を生み、低徊せしめるのである。

われわれは、この教育遺産を保存、確保して広く教育観光に資するとともに、教育文化施設の設置等を行い、伝統と文化に立ち、未来を志向する教育の振興に寄与せんとするものである。

財団法人 岬の分教場保存会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 岬の分教場保存会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を香川県小豆郡小豆島町田浦甲931番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「二十四の瞳」のモデルとなった、岬の分教場を保存整備するとともに、住民のための教養文化施設、福祉施設等を設置し、これらの運営を適切かつ能率的に行うことにより、住民の福祉の増進と文化の向上をはかり、あたたかい人間愛を喚起し、人間形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 岬の分教場の保存整備に関する事業
- ② 教養文化施設の建設と管理運営に関する事業
- ③ 体育施設の建設と管理運営に関する事業
- ④ 福祉施設の建設と管理運営に関する事業
- ⑤ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 資産から生ずる収入
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 寄付金品
- ⑤ その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2.基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- ② 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- ③ 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3.運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金等確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ、香川県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に香川県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後2月以内に香川県教育委員会に報告しなければならない。

2.収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、かつ香川県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな業務の負担等)

第13条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな業務の負担、権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、顧問、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く

- ① 理事10名以上15名以内(うち、理事長1名、専務理事1名及び常務理事3名とする。)
- ② 監事2名

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長、専務理事及び常務理事を定める。

（理事の職務）

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2.理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3.専務理事は、理事長を補佐し、業務に従事する。

4.常務理事は、専務理事を補佐し、業務に従事する。

5.理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

（監事の職務）

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

① 法人の財産の状況を監査すること。

② 理事の業務執行の状況を監査すること。

③ 財産の状況、又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会、又は香川県教育委員会に報告すること。

（役員の任期）

第19条 この法人の役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2.補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3.役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）

第20条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の議決により、役員を解任することができる。

① 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

② 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

（顧問）

第21条 この法人には、顧問若干名を置くことができる。

2.顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3.顧問は、この法人の重要事項に関して、理事長の諮問に応じる。

（評議員の選出）

第22条 この法人には、評議員15名以上20名以内を置く。

2.評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3.評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員の職務）

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第24条 この法人の業務を処理するため、必要な職員を置く。

2.職員は、理事長が任命する。

第5章 会議

（理事会の招集等）

第25条 理事会は、毎年2回理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、すみやかに臨時理事会を招集しなければならない。

2.理事会の議長は、理事長とする。

（理事会の定足数等）

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該理事に書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2.理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員会）

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- ① 事業計画及び収支予算についての事項
- ② 事業報告及び収支決算についての事項
- ③ 基本財産についての事項
- ④ 長期借入金についての事項

⑤ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

2.前2条の規定は、評議員会について準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

ただし、評議員会の議長は、会議のつど、評議員会の互選によって定める。

（議事録）

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上これを保存する。

第6章 寄付行為の変更及び解散

（寄付行為の変更）

第29条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数おのおの3分の2以上の議決を経て、かつ香川県教育委員会の許可を受けなければならない。

（解散）

第30条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経て、かつ香川県教育委員会の許可を受けなければならない。

（残余財産の処分）

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経て、かつ香川県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄与するものとする。

第7章 補則

（書類及び帳簿の備付等）

第32条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備え付けたときはこの限りでない。

- ① 寄付行為
- ② 役員、顧問、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- ③ 財産目録
- ④ 資産台帳及び負債台帳
- ⑤ 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑥ 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- ⑦ 庶務日誌
- ⑧ 官公署往復書類
- ⑨ その他必要な書類及び帳簿

2.前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号の種類及び帳簿は、1年以上保存しなければならない。

（細則）

第33条 この寄付行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理 事(理 事 長)	川 北	四十二
〃 (常務理事)	木 下	元 二
〃 (常務理事)	北 代	次 郎
〃 (常務理事)	鳥 居	将 弘
〃	武 部	吉 次
〃	柴 田	行 夫
〃	久留島	京 司
〃	坂 下	一 朗
〃	木 下	栄 伍
〃	照 下	尚
監 事	森	福 守
〃	黒 島	博 之

附則

この寄付行為は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この寄付行為は、平成18年3月21日から施行する。

附則

この寄付行為は、平成19年4月1日から施行する。